

ID: 245

担当部署: 行政改革推進課

処分の概要	行政財産の使用許可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第238条の4第7項の規定による。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日